

令和8年2月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和8年2月10日 午後3時15分

リーパスプラザこが302洋室

2 閉会日時 令和8年2月10日 午後3時41分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	梅谷 重男	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉
魚谷千代子	青谷 強	安部 勇児	薄 剛
渋谷 安広	西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹

(2)欠席者 (なし)

(3)欠員 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	辰市 舞
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第5条 (知事)

議案第2号 利用権の設定 (農地中間管理事業の推進に関する法律)

議案第3号 非農地証明交付申請の承認

議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断

報告第1号 利用権の終了 (農用地利用集積計画)

午後3時15分開会

○事務局長 () 君) では、総会に移ります。

令和8年2月期定例農業委員会の開会の前に、出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、[REDACTED] よろしくお願いたします。

○議長（[REDACTED]君） 現地確認お疲れさまでした。選挙も終わり、自民党大勝ということで、今後の日本の流れというところを注意深く監視しとっていただきたいかなと、どういうふうに動いていくのか、農業委員会、農政委員に関してもやっぱ、ちょっと気をつけとかないかん部分が出てきてるという気がいたします。

○議長（[REDACTED]君） それでは、2月期農業委員会の議事録署名委員は、[REDACTED]と[REDACTED]委員のお二人です。お願いします。

○議長（[REDACTED]君） それでは議案に入ります。

議案第1号農地法第5条、2―12から説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号2―12について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、自社用の駐車場を整備するものでございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の2ページ、願いたします。

申請地は、交差点「庄」の南側に位置します3筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、高速道路の出入口から300mの範囲にあるため第3種農地と判断しております。

次に、計画等の御説明をいたします。3ページに現況図、4ページに計画平面図、5ページに縦横断面図を記載しております。4ページを御覧ください。

計画では、表記のような配置計画となっております。

雨水・排水につきましては、申請地内を北側に勾配をつけ、申請地内北側の新設側溝へ集水、申請地西側の既設道路側溝へ排水いたします。

汚水排水は、ございません。

次に、切土、盛土について御説明いたします。5ページを御覧ください。

申請地内において切土はなく、盛土は最大約1m程度の計画となっております。

隣地境界は、西側の一部と東側にコンクリートブロックを設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和8年1月21日付で、無条件での承諾書の提出があっております。

あわせて、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員（[REDACTED] 君） 新原で開発委員会を開きまして、別にいいだろうということで許可しております。

○議長（[REDACTED] 君） 説明は終わりました。質問、意見等ありましたら。

○委員（[REDACTED] 君） 挙げえて言われました、隣の人から。（笑声）造成等については何もないんですけど、転用目的、これ手前側は[REDACTED]さんの資材置場らしきものがあつたんですけど、要はこれ自社用ということなんですが、もし分かれば教えてください、どんな業務であつて、これだけの台数の大型車両、中型車両、何の業をしようしやあとかいな一瞬思わんでもなかったもんやけ、もし分かれば教えてください。

○委員（[REDACTED] 君） このトラックは、新たに運送部門を立ち上げるというね。

○委員（[REDACTED] 君） 分かりました。それから1点だけちょっと。で、新たに運送業を立ち上げると。よくヨド物置か何か持ってきて事務所になったりする事例がよく見られるんですけど、そうならないことを願っております。

○議長（[REDACTED] 君） よろしいですか。ほかに。

○委員（[REDACTED] 君） すみません。端っこがすごく狭かったんで、ここに大型車っていうふうに書いてあるんですけど、右左に大型トラックが行くときに、何かこう、交通事故とかそういうのがすごく気にはなつたので、何かそこでこう注意していただくみたいな形がいるのになつてつちよつと思ひました。

○議長（[REDACTED] 君） 事務局。

○係（[REDACTED]） 御指摘ありがとうございます。一応こちらでも1,000m²以上の区画形質の変更ということで指導要綱にも関わっておりまして、道路管理者の入った協議というのが行われておりますが、御指摘、貴重な御意見でございますので、道路管理者のほうには伝えさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員（[REDACTED] 君） 一緒のような感じの話ですけど、ここ結構抜け道で、通勤、朝とかよく見るんですけど本当に、3号線から回ってきてからこっちの道を抜けて北部消防署のあつちのほうに抜けるというような、結構多いんで、事故やないけど、渋滞か、少し心配です。

○係（ 君） また大変貴重な御意見でございますので、先ほどの御意見と併せて道路管理者のほうにはお伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（ 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） 2—13の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号2—13について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、自己用住宅を建設するものでございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の6ページ、お願いいたします。

申請地は、交差点「鷺白橋」の南西に位置します1筆でございます。

こちら、筵内区域指定の中に位置しております。

次に、農地区分でございます。本申請地は、農地の広がりから第1種農地相当と判断しておりますが、相当数の家屋がある集落に接した自己用の住宅の建築であることから、例外的に許可可能なものであるというふうに判断しております。

次に、計画図等の御説明をいたします。7ページに現況図、8ページに計画平面図、9ページに給排水図、10ページに縦横断図を記載しております。9ページを御覧ください。

計画では、記載の配置にて申請地内に自己用住宅を建築する計画になっております。

雨水・排水につきましては、申請地内に雨水樹を設置し、集水、南側道路既設側溝へ接続・排水いたします。

汚水排水につきましては、申請地南側の既設下水管へ接続・排水いたします。

次に、切土、盛土について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

申請地内において切土はなく、盛土は最大約30cm程度の計画となっております。

隣地境界は、西側の一部及び東側・北側にコンクリートブロックを設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和8年1月16日付で、無条件での承諾書の提出がっております。

あわせまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員（[REDACTED] 君） 筵内区で1月15日に開発委員会を開催しております。問題なく承認をしており、農区長の署名捺印をいただいております。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED] 君） 説明は終わりました。質問、意見等ありましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED] 君） なければ採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（[REDACTED] 君） 全員賛成。

○議長（[REDACTED] 君） 2—14、よろしくお願いいたします。

○係（[REDACTED] 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号2—14について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、建て売り住宅（4棟）を建築するものでございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の11ページ、お願いいたします。

申請地は、古賀インターチェンジの南西に位置します1筆でございます。

次に、農地区分の説明でございます。本申請地は、他地目で分断された10ha以下の農地集団に位置していることから、第2種農地相当と判断しております。

次に、計画図等の御説明でございます。12ページが現況図、13ページが計画平面図、14ページが排水図、15ページが縦横断図でございます。14ページをお願いいたします。

計画では、記載の配置にて申請地内に建て売り住宅を4棟建築する計画になっております。

雨水・排水につきましては、申請地内に雨水枥をそれぞれ設置・集水し、A・B・D号地は西側の既設側溝、C号地は東側道路既設側溝へ接続・排水いたします。

汚水排水につきましては、A・B・C号地は東側に延長する下水管、D号地は北側既設管へ接続・排水いたします。

次に、切土、盛土について御説明いたします。15ページ、お願いいたします。

申請地内において切土はなく、盛土は最大約50cm程度の計画となっております。

隣地境界は、西側にL型擁壁、南側にコンクリートブロックを設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和8年1月19日付で、無条件での承諾書の提出がっております。

あわせて、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。

地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員（ 君）　ただいま事務局より説明がありましたように8年の1月19日に開発委員会を開催しまして、現地確認をしまして、問題なしと行政局長及び農区長が承認しましたので、よろしくお願いします。ちょうど建て売り注文住宅利用等で今は募集をかけておるようです。今年からの2月、3月ぐらいから27年ぐらいまでにかかるんじゃないかなというような感じで説明がありました。で、井戸掘りは、試し掘りはしてませんけども、隣の宅地のほうで井戸を掘ってるんで問題ないだろうということで進める予定です。

以上です。

○議長（ 君）　質問、意見ありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君）　ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君）　全員賛成。

○議長（ 君）　それでは、議案第2号利用権の設定ということで、議事の64の説明をしてください。

○係（ 君）　議案第2号利用権の設定について説明いたします。

16ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」となっておりますことから、今回議案を提案いたしました。

今回、新規3件の申出がっております。

16ページ、申請番号2-64、筈内にございます1筆、面積1,148㎡、貸付人、借受

人は記載のとおりです。令和8年4月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号2-65、薦野にございます3筆、面積2,745㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和8年4月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、17ページ、申請番号2-66、米多比にございます6筆、面積2,384㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和8年4月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

議案の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 () 君) 議案の説明は終了しました。質問、意見等ありましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) ないようでしたら、この3件採決同時で行います。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長 () 君) 全員賛成。

○議長 () 君) それでは、議案第3号非農地証明交付申請の承認ということで、2-4、お願いいたします。

○係 () 君) それでは、議案第3号非農地証明交付申請の承認、申請番号2-4について御説明いたします。

議案書18ページ、お願いいたします。

申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。19ページ、お願いいたします。

申請地は薦野公民館の北西に位置します3筆となっております。

20ページが現況図でございます。

次に、経緯の説明でございます。

申請地につきましては登記地目が農地(畑)となっておりますが、この申請地に申請者の住宅等が建築されているということでございます。

このたび、申請人が不動産について調査している際に発覚し、本申請がなされたものです。

なお、この住宅等は、課税台帳・航空写真等から、少なくとも昭和28年には建築されているということを事務局で確認しております。

以上のことから本案件は、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過して

いること等の確認ができましたことから事務局で申請を受理いたしております。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の検討内容について御説明いたします。

21ページ、お願いいたします。

記載の非農地証明交付基準ごとに検討内容について御説明させていただきます。

1番、住宅等の建物敷地として利用されており、適。

2番、住宅等の進入道路としての利用はないため、検討外。

3番、市街化区域内農地ではないため、検討外。

4番、農地法第51条違反転用処分及び農業委員会からの指導を受けていないため、適。

5番、農業振興地域内の農用地区域ではないため、適。

6番、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないため、適。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないため、適。

8番、集団性のある優良農地内ではないため、適。

9番、自然災害による被災土地ではないため、検討外。

10番、住宅等の敷地として利用されているため、検討外。

11番、他法令との調整の見込みがあるため、適。

12番、前各号に定めるもののため、検討外。

以上のように判断しております。

また、地元農区及び農業委員からの聞き取り等を踏まえ、古賀市の非農地証明交付基準を満たすものであると判断されることから、事務局で申請を受理いたしております。

事務局からの説明は以上になります。

地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員（ 君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、開発委員会を開きまして現地確認をした結果、問題なしと判断し、農区長が署名捺印しております。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終了しました。意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） では、議案第4号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断ということで、

説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第4号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について御説明させていただきます。

22ページから24ページでございます。

荒廃農地調査につきましては、令和7年7月から9月にかけて実施いただきました農地パトロールの結果に基づき、赤判定の農地81筆に対しまして、非農地決定に係る農区意見書を地元農区に意見聴取し、36筆については、非農地とすることは差し支えないとの回答でございました。その36筆については、さらに所有者の非農地決定に関する意向調査を行い、その中で32筆について、農地以外の地目に変更するとの確認が取れましたので、今回議案として提案させていただきました。

以上の経過で提案いたしました土地の農地・非農地の判断について、農業委員会の判断を仰ぐものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明がありますか。意見等ありましたら。

○委員（ 君） 1つ説明でいいですか。

○議長（ 君） はい。

○委員（ 君） これ、農振農用地の状態で最終的に登記簿地目を農地から他地目に変えると。そういう場合は、農振農用地はもちろんかかったまんまですよ。これ解除するんですか。農振農用地を。

○係（ 君） では、私から。この時点では農地・非農地の判断を行っていただいて、非農地ということになれば、恐らく山林なり原野なりと他地目が変わってはくるんですが、その時点ではまだ農振は残ったまんまと。ただ、今回の判断を受けて非農地になったということで、そのタイミングは少しずれますけれども後々農振からも除外をするというようになるので、というスケジュールで動くことになっております。

○議長（ 君） よろしいですか。

○委員（ 君） もう一丁聞いていいですか。これですね、土地、地目、登記簿と現況、この現況の地目とは、どこかのデータですか。

○係（ 君） 現況の地目データは課税データということになっておりますね。

○委員（ 君） ということであれば、固定資産税の課税データがある程度、現況を見た課税状況になってるみたいな状況ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今回の非農地にするに当たって、もちろん市税課とは連携っていうか、あれはされますですよ。もちろん、登記地目が変われば市税課のほうにも登記所から連絡来るんで、多分、当然分かると思いますが。

○係（ 君） 地目の変更につきましては、農振農用地の解除後に法務局のほうに提出す

る予定となっております。で、その後、法務局からのほうは各地権者、土地所有者及び市役所のほうに変更になった場合には連絡が来るという形になっております。

○委員（[REDACTED] 君） ちょっと、もう一個いいですか。何遍も聞いて申し訳ないですが、これ、今回のことは、職権というか、市役所のほうで登記地目を市役所のお金で、公費で変更するということですかね。

○係（[REDACTED] 君） 公費という言い方が適用かどうかは分かりませんが、3年前からは職権で登記地目の変更ができるようになりましたので、地方税法に基づきまして地目の変更を行うものでございます。

○委員（[REDACTED] 君） はい、ありがとうございます。

○議長（[REDACTED] 君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED] 君） なければ採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（[REDACTED] 君） 全員賛成。

午後3時41分閉会
